保育施設等への入所に必要な書類

- □ 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書(児童1人につき、1枚必要)
- □ 保育を必要とする理由を証明するもの【幼稚園等希望の場合は不要】(原則、父母どちらも必要)

○就労証明等

•介護等:

会社等勤務者(パート等含む):勤務先が記入した就労証明書

【標準 or 短時間】

• 会社等勤務予定者: 勤務予定先が記入した就労証明書

【標準 or 短時間】

・自 営 業: 就労証明書と税の申告書の写し等

【標準 or 短時間】

・内 職 等:就労証明書と委託者もしくは発注者の証明

【標準 or 短時間】

・病 気 等:本人の申告 及び 診断書もしくは各種手帳等

【標準時間】 【標準時間】

産前・産後: パ 及び母子健康手帳等

"

【標準時間】

・就 学: ル 及び学生証もしくは在学証明書

【標準時間】

・求 職: リ 及び 求職の申立書

【短時間】

※ 「求職活動」という要件は、年度内に1回のみしか利用できません。

※ 年度途中に入所希望の場合は、入所希望月の3か月前の日付けのものから有効となります。

例 : 8月入所希望の場合は、勤務証明書等の添付書類は5月以降の日付けのものが必要 例外: 4月入所希望の場合は、勤務証明書等の添付書類は11月以降の日付けのものが必要

及び看護される者の各種手帳、診断書もしくは認定証等

- ※ 保育施設等入所後に、退職や転職等で状況が変わった場合は、速やかに役場に届け出てください。
- □ 保育料決定のために必要なもの
 - 〇父または母が税の申告をしていない場合は、保育料の算定ができないため申告手続きが必要です。
 - ※令和7年1月1日に住民票のある市区町村にお問い合わせください。
 - ○遠賀町外に住民票のある18歳未満の兄姉がいる場合は、その内容が証明できる資料
 - ○在園(在所)証明書(遠賀町外の保育施設(幼稚園、認定こども園等)を利用している兄弟がいる場合は必要)
- □ 口座振替依頼書(新規で入所申込する方は必要)
 - ※ 保育料の引き落しを希望する金融機関に提出してください(複写式のため、2・3枚目にも押印必要)。

※※※ 定員基準等により、希望の保育施設等に入園できない場合がありますので、ご了承ください ※※※ ※※※ 必要書類が不足しているまたは書類に不備がある場合は、入所審査をすることができません ※※※

令和8年4月入所【一次審査】のための申込書提出期間

<u>令和7年12月1日(月)~</u> 12月26日(金)17:15まで

※ 年度途中に入所希望の場合は、 入所希望月の前月の10日までです。

【提出・問い合わせ先】 遠賀町役場 健康こども課 子育て支援係 ™LO93-293-1254 (内線287·296)

